

JSTO「おもてなし事業者」参加規約

第1条（本規約の範囲）

1. 本規約は、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会（以下「JSTO」という）が募集する「おもてなし事業者」の参加に際して適用される条件を定めるものとする。下記第4条に基づく「おもてなし事業者」への参加を承諾されたすべての事業者（以下「事業者」という）は、本規約の内容を承諾したものである。

注1) おもてなし事業者とは：JSTOの事業目的に賛同し、訪日ゲストをおもてなしする小売業を始めとしたすべての事業者をJSTOでは「おもてなし事業者」と定義する。

2. JSTOは、事業者に通知を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとする。

第2条（「おもてなし事業者」参加目的）

事業者は「おもてなし事業者」に参加することにより、①ショッピングを中心とした日本の魅力を世界に発信すること ②より多くの訪日ゲストをお迎えし、訪日ゲストにご満足いただけることを目的とする。

第3条（「おもてなし事業者」参加特典）

事業者への参加後、下記の特典を利用できるものとする。

おもてなし事業者特典 （無償サービス）	<ol style="list-style-type: none">① 訪日外国人向けJSTO公式サイト「Japan Shopping Now」内に多言語（英語・簡体字・繁体字・韓国語）で店舗ページを作成（翻訳はJSTOが実施）② 参加店舗ごとにサイト編集用のユーザーネーム（ID/PW）を取得、イベントページを作成（翻訳はJSTOが実施）※掲出イベント数上限あり③ 「Japan Shopping Festival」などJSTO主催の共同キャンペーンへのエントリー④ JSTO主催セミナーの無料聴講⑤ 各種情報の取得（メルマガ配信）
おもてなし事業者特典 （有償サービス）	<ol style="list-style-type: none">① 「Japan Shopping Now」入力代行（店舗、イベントなどの情報）② 事業者限定キャンペーンツール（Japan Shopping Festival ツール、共同調達ノベルティ等）の利用③ 海外PRへの共同参加（旅行博、セールスコール等）④ 店頭の各種支援ツールの利用⑤ JSTOのマッチング機能を経た各会員企業の個別サービスの利用

第4条（「おもてなし事業者」参加条件）

1. JSTOの趣旨に賛同し、訪日ゲストに対し日本を楽しんでいただき、心を込めておもてなしを行なう小売店・飲食店等の事業者であること。
2. JSTOが運営するサイト「Japan Shopping Now」に自店舗情報を公開すること。
3. 第5条に定める参加費を納入すること。

第5条（「おもてなし事業者」参加費等）

1. 参加費は、20,000円（税別）／1施設・1店舗あたりとする。
継続2年目以降は、10,000円（税別）／1施設・1店舗あたりの継続割引を適用する。
JSTO正会員、準会員・支部会員、賛助会員には下記の会員通り会員割引が適用される。

会員区分	割引内容
正会員	参加費無料 ※100店舗の参加が可能
準会員・支部会員	参加費無料 ※30店舗の参加が可能
賛助会員	参加費半額 ※初年度の場合参加費20,000円が半額の10,000円になります。

2. 商店街等が事業者をとりまとめて参加する場合、以下の割引が適用される。

店舗数	10～19店舗	20～29店舗	30店舗以上
割引率	20%オフ	30%オフ	40%オフ

3. 参加費は1年単位で発生し、2年目以降は自動請求を行うものとする。
参加年度は4月～翌年3月までとし、参加を延長しない場合、契約終了の1か月前までにその旨JSTOに連絡するものとする。

第6条（「おもてなし事業者」参加等）

1. 事業者への参加希望者は、JSTO公式サイトまたは参加申込書に必要事項を入力、記入の上で行うものとする。その際、企業（団体）名、住所、電話番号その他の事項について、正確かつ最新の情報を参加申込書に記載して提供するものとする。
2. 商店街等が複数店舗の参加を行なう場合、各店舗は代表申込者と連帯して本規約に基づく義務を負うものとする。
3. 2年目以降の各事業者の参加は、JSTOからの2か月前の通知を以って自動継続されるものとする。

第7条（参加情報・個人情報の取扱い）

1. JSTOは事業者の申込みを通じて取得した参加情報および個人情報（以下「参加情報等」という）の取

扱いについては、個人情報保護に関する法律および別途定める JSTO「個人情報保護規定」に則って管理するものとする。

2. JSTO はプロモーション活動などにおいて、「Japan Shopping Now」「Japan Shopping Festival」などを通じて取得した事業者の参加情報等を公式 HP や SNS、パンフレット等に掲載するなど、特定された目的の範囲で利用することがある。

第 8 条（おもてなし事業者資格の取消し）

事業者が以下の項目に該当する場合は、事前に通知することなく直ちに本契約を解除し、当該参加者の資格を取消することができるものとする。

- ① 参加申込みにおいて、虚偽の申請を行ったことが判明した場合。
- ② 第 4 条に定める参加条件に満たない、もしくは事業者としての適格性に欠けると判断した場合。
- ③ 事業者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立てがあった場合。
- ④ 本規約に違反した場合。
- ⑤ その他、参加者として不適切と JSTO が判断した場合。

第 9 条（反社会的勢力排除に関する同意）

1. 参加時に、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. JSTO が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出する。
3. 事業者が反社会的勢力に属すると JSTO が判断した場合、第 8 条に基づき、当該参加者の資格を取消することができる。

第 10 条（損害賠償）

1. 事業者は、その活動を通じて JSTO に損害を与えた場合、一切の損害を補償するものとする。
2. 事業者活動に起因、または関連して、事業者と他の事業者、他の第三者との間で紛争が生じた場合、事業者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、JSTO に生じた一切の損害を補償するものとする。

第 11 条（合意・管轄）

本規約または JSTO に関連する一切の紛争については、JSTO が属する東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。